

平成29年6月23日  
中部近畿産業保安監督部

## アネット株式会社に対する報告徴収について

中部近畿産業保安監督部は、アネット株式会社（法人番号 2100001006851）に対し、電気事業法第106条第4項に基づき報告を求めました。

1. 平成29年3月にアネット株式会社（以下「設置者」という。）から、電気事業法第51条の2第3項の規定に基づき、太陽電池発電所に関する使用前自己確認結果届出書（以下「届出書」という。）の提出がありました。
2. しかしながら、設置者から、太陽電池モジュールの支持物（以下「支持物」という。）が電気設備に関する技術基準を定める省令（以下「技術基準」という。）に適合していないことが判明したため、技術基準に適合していない支持物の使用を停止し、太陽電池を当該支持物から撤去する旨が記載された届出書の取下げ願いの提出がありました。
3. このため、当該支持物の撤去などに関して、具体的なスケジュールや方法、実施体制などを記載した計画書を報告するよう求めました。
4. また、設置者の保有する太陽電池発電所（届出書の提出のあった太陽電池発電所を除き、自家用発電所に限る）における支持物について、当該支持物の技術基準適合性を説明する構造図や強度計算書の資料なども報告するよう求めました。

（本件に関する問い合わせ先）  
中部近畿産業保安監督部電力安全課長 長村  
担当 鬼頭  
TEL：052-951-2817（直通）